

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正案に対する意見募集の実施結果について  
(平成23年3月1日～3月7日)

1. 意見・情報募集の対象となった省令の一部改正案

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の本則中、第4号として「四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十条第一項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合」を追加する。

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を農林水産省、環境省ホームページに掲載
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成23年3月1日（火）から3月7日（月）まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課又は環境省水・大気環境局土壌環境課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	2 通
整理した意見数	8 件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正案に対する意見の概要及び対応方針について

(平成23年3月1日～3月7日)

	意見概要	意見要旨	対応方針
1	意見公募期間について	意見公募期間が短いので、期間を延長すべきではないか。	未承認遺伝子組換えパパイヤ( )が圃場等で栽培されていることが判明した場合には、それによる生物多様性への悪影響を防止する観点から、花粉の飛散が本格化する時期より前に省令を施行させる必要があります。パパイヤの花粉は、春から夏にかけて飛散量が増大します。その時期より以前に省令を施行する必要があるため、このような意見公募期間としました。 ( )台湾で研究中の遺伝子組換えパパイヤの導入遺伝子と同様の塩基配列を持つ遺伝子組換えパパイヤ。以下同じ。
2	今般の省令改正について	自生しているパパイヤに対する対応としては不十分であり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という。)の改正も必要ではないか。 対象とする範囲が狭いのではないか。	現時点では、未承認遺伝子組換えパパイヤが農地や道ばた等で生育していたとしても、我が国の生物多様性に影響を生じるおそれは低いと判断していますが、今後ともさらなる情報の収集を行い、適切に対応していく考えです。
3	今般の省令改正について	農薬を使用しない方法で淘汰すべきである。	伐採等の方法では、未承認遺伝子組換えパパイヤの根まで根絶できない可能性があることから、栽培圃場の状況に応じて農薬の使用ができるよう省令改正を行うこととしています。
4	パパイヤの花粉について	パパイヤの花は年中咲いており、4月になって花粉が風により飛ばされるという情報は不正確ではないか。	ご指摘のとおり、パパイヤの花は年中咲くものですが、気温が上昇する春から夏にかけて、花粉の生産量と稔性(交配により子孫を作り得ること)のいずれも上昇することが知られており、このような書きぶりとしています。

5	日本におけるパパイヤの栽培状況について	<p>現在、日本で栽培されているパパイヤの最大見積もり本数はいくらか。</p> <p>また、栽培面積は県別でいくらか。</p>	<p>パパイヤの栽培状況等については、当省HP「遺伝子組換えパパイヤに関する情報 (<a href="http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/ppy/ppy4.html">http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/ppy/ppy4.html</a>)」で公表しております。</p>
6	遺伝子組換えパパイヤの規制について	<p>ハワイ産の遺伝子組換えパパイヤが輸入されようとしているが、承認を受けていないパパイヤの栽培はどう規制するのか。</p>	<p>カルタヘナ法上、承認を受けていない遺伝子組換え生物等については、一般の農場での栽培等を禁止しています。</p>
7	使用する農薬の散布量、散布濃度等について	<p>使用する農薬の散布量、散布濃度が不明確であり、環境や農作物へ影響がおきる可能性があるのではないか。</p>	<p>今般の事案を受け、未承認組換えパパイヤの淘汰に使用する農薬の名称及び使用方法等について定める通知を発出することとしています。当該通知は、当該農薬の適用作物への使用方法等を参考に、環境等へ与える影響等を考慮しつつ定めることとしています。</p>
8	農薬取締法について	<p>遺伝子組換えパパイヤと非遺伝子組換えパパイヤを区別して枯らすことができる農薬は存在するか。</p> <p>登録農薬を用いて、当該パパイヤを枯らすことは農薬取締法違反になるか。また、登録のない除草剤を、使用した場合は農薬取締法に違反するのか。</p>	<p>遺伝子組換えパパイヤと非遺伝子組換えパパイヤを区別して枯らすことができる農薬は、現時点では存在しません。</p> <p>現在登録されている除草剤では、農地に植栽されているパパイヤに適用があるものはありません。そのため、今般の省令改正でカルタヘナ法第10条第1項に基づく措置を農薬取締法違反とならないように手当することとしています。</p>

